

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定により提出する書類の経由に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年8月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第50号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定により提出する書類の経由に関する規則を廃止する規則

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定により提出する書類の経由に関する規則（平成12年静岡県規則第78号）は、廃止する。

附 則

この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日（令和2年9月1日）から施行する。